

明治初年大阪天神祭の復興について

若林喜三郎

はじめに

昨年秋頃、日本歴史学会より『日本歴史』（吉川弘文館発行）「研究余録」欄の執筆を依頼されたが、大阪天満宮史の史料整理に携わっていたので、取敢ず明治初期における天神祭復興に関する史料を紹介する目的で、『明治四年大阪天神祭復興の史料』を寄稿しておいた。それは、予定通り同誌第四七八号（本年三月）に掲載されたが、その後同史料の整理が進むにつれて、おいおいと基本史料も発見されてきたので、もう一度検討を加え、いささか内容を充実しておきたいと考えた。

もとより結論に変わりがあるわけではなく、不明な点はそのまま残るという状態であるが、前稿の補完という意味もあるので、重複をいとわず、この機会に再録しておきたい。

一、問題点の整理

明治四年六月、大阪天満社では、慶応元年以来中断されていた夏祭、いわゆる天神祭を六年ぶりで復興した。

この件についての文献を調べてみたところ、筆者の入手し得たのは六点到過ぎない。しかし、それぞれ権威ある名著として尊重すべきも

明治初年大阪天神祭の復興について

のではあるが、天神祭の復興に関しては、このついでに触れたに過ぎないといったふうで、中にはずいぶんと曖昧な表現のものもあったが、特にその文献は明記しなかった。よって、今回もその名を伏せたままで共通の問題点だけを示しておく、次の三点となる。

① 明治四年の復興は、陸渡御だけで船渡御は実現しなかった。

② 船渡御は、明治十五年に至って復興された。

③ 明治四年の復興と、松島御旅所の成立との関係がはっきりしない。

ところが、最近入手した一文献は、『大阪天満宮社報』第一三三号(本年の新年号)で、そこに有明夏夫氏の「舞台は天満天神」と題する一文が掲載されているが、その中で明治四年の天神祭復興に触れ、「同年から十五年まで船渡御復興を見なかった」と例の旧説がくり返されているのである。

有明氏は有名な劇作家で、先年のNHKテレビの『なにわの源蔵事件帳』などは、筆者も興味深く見せて頂いたものであるが、その第一話の構想に、天神祭の船渡御を取入れようとしたところ、時代設定を明治十年としていたために、同年には天神祭の船渡御はなかったという⁽¹⁾ことに気付いて場面を変更したというお話であった。ここで筆者が問題にするのは、有明氏が右の文中に天神祭の船渡御に関する藤里好古⁽¹⁾氏の「天神祭の諸相」(『上方』第七号)を出典としてあげておられるということ、その周到さに心打たれたのである。

というのは、右にあげた諸文献のうち、一書は右の『上方』第七号の藤里論文なのであるが、それにも出典は示されていないのである。しかも、他の五書にすべて出典があげられていないのは、天満宮研究の権威たる藤里氏の論文をそのまま引用されたのであろうか、それとも他にかくされた史料があったのであろうか。とすればこの際は是非ご教示願いたいものと考えるが、現段階では現在整理中の天満宮文書を基本史料として検討を加えてみようと考えたのである。

前掲拙稿の帰結は次の通りであった。

① 明治四年復興した天神祭では、翌五年まで二年間船渡御を執行した。

② それから明治十三年まで船渡御は中絶し、同十四年から復興した。

前後三年ぐらいの違いである。永い天神祭の歴史からみれば、大したことではあるまいと一笑に付せられるかも知れないが、その中に天

神祭の真髓に触れる問題を含んでいるし、それ以前の梅本町の天満宮御旅所の、松島への転宮という問題がからんでおり、旧説ではこの点も曖昧なので、明確にしておく必要を感じるのである。

一、船渡御復興の次第

そこで、大阪天満宮編『天満宮社誌資料』⁽²⁾『同稿本』⁽³⁾及び『公庁所願届書写』⁽⁴⁾『当番所雑記』⁽⁵⁾等から、この復興の由来を示す史料を抽出してみると、まず明治三年六月、天満社からの申出でに対し、今年は準備不足なので、神輿渡御を中止したい旨天満社氏地町々より希望があった由天満社より大阪府裁判所に届出ている。それと前後して、文久四年の夏祭の経費調査書を提出しているのも、この頃しきりに天満社社殿の階段や縁側、出入口の柵や垣、末社の玉垣などの補修の届出をしているのも、翌年の夏祭復興に備えたものと思われる。

しかるに、今般発見された同社所蔵の関連文書が二通あるが、その一は翌明治四年四月二日、「昨年の府庁よりの督促により、神輿渡御を再興するについての願書」を、天満社氏地・御旅所氏地の惣代に、松島廓支配人折屋弥兵衛・大垣屋太郎兵衛が連名で大阪府庁に提出したものである。

右の氏地惣代は、氏地町々の年寄（後の少年寄、さらに戸長）がそれに任じ、天満社維持団体の中核ともういうべきものであった。よって、右の連名を列記しておこう。

○天満社氏地惣代（各町年寄）五人

北森町小林屋佐一郎・天満五丁目川崎屋助彦・宮之前町綿屋利八・地下町深江屋市兵衛・堂島浜二丁目堺屋嘉七

○御旅所氏地（各町年寄）三人

雑喉場町神崎屋平九郎・江之子島東町小豆島屋長右衛門・同西町淡路屋平兵衛

松島廓の支配人二人が連署しているのは、もちろん御旅所の候補地としてであって、地元繁栄の基ともなるといって、松島側の要望と一致していたからである。これについては後述する。

ともあれ、この出願の骨子は左の通りであった。

①以前の梅本町（戎島）の御旅所は大破して祭儀執行は不可能なので、松島遊廓内の明地所（地名の明記はないが、多分その南端にあった花園地であろう）を拝借して仮旅所を設けたい。

②堂島川は近年土砂堆積のため船渡御は不可能なので、難波橋西手から松島の御旅所までの川筋を浚渫してもらいたい。

堂島川の浚渫を要望しているのは、天神祭、とくに船渡御再興へ必須条件とされていたからであろう。この願書では、町年寄たちは次のように熱っぽく訴えているのである。

天神祭礼神輿船渡御二付而者、夜二入候得者、川筋惣体別格之賑ひ諸国江相聞へ、国々より登阪、参詣・見物人等群参、名高き祭礼二候へ者、外二模様替も致兼候二付、不得止事前書御川浚之義奉願上候義二候得者（下略）
今少しく、右の諸史料より、祭礼準備などを追ってみると左の如くである。

○六月三日、出願
夏祭の六月二十五・二十六日の二日間、氏地町々の辻合に高灯提、家々に棒灯提を掲げるように、大年寄（後の大組総区長）より指令を出してほしい。

○六月四日、届出
船渡御について、難波橋北詰から乗船するのが常例であったが、本年は堂島浜よりの乗船に変更し、松島までの浅瀬は当社の信仰の者共がうち寄り、水尾筋を掻分け、手浚い致したいと届出。

○六月十九日、届出
二十五日祭礼にあたり、天満樋上橋・佐賀藩邸前船入橋、難波小橋の三橋を神輿が通行すること、右のうち、佐賀藩邸前船入橋前後の道路の高低箇所を補修をしたい。

○同二十日、松島仮御旅所清祓
神主以下五人、船にて参向、清祓後世話方へ挨拶、小豆島屋の心配で大屋形船を申付け、松島花陽樓の仕出し料理にて夕飯。

こうして、六月二十五日、復興第一年の天神祭が始まるのであるが、『当番所雜記』に船渡御の実況を知るべき書込みがあるので、それを転写しておく。

一、堂島寄場浜石^(段)壇更ニ同所ヨリ出来、且川筋浚へ皆同所ヨリ寄進、右浜ヨリ御乗船、神輿還御・渡御トモ無滞相済

とあり、堂島寄場とは米会所のことであろうが、この浜の石段の構築、川筋の浚渫などもこの付近の氏地住民により寄進されたことがわかる。もともと難波橋北詰からの浅瀬の浚渫などは、前述のように府の施工を頼んでいたのであるが、意外の難工事で急場の間に合わなかったためか、本年の乗船は堂島浜よりと変更し、浅瀬の浚渫などは「傭ひ人足且信仰之輩」を駆使して「水尾すし搔分、手浚い仕度」という実情であつたらしい。右の「寄進」というのは、このようなもので、「砂持」と同義と考えてよいであろう。なお重ねて、船渡御の始末について、次のような付記がある。

一、神輿納・太鼓納・入夜子之半刻(午前一時)還御之心得之處、久々中絶、且松島旅所旧行宮ヨリ道程モアリ、旁以社へ還御寅之刻(午前三時)少シ迄ニ相成事

一、道筋例年之通、但シ難波橋北詰浜ヨリ堂島浜へ向ケ、陸地御進ミ、鍋島船入橋高く、其道直シ等、同邸青木仁兵衛ヨリ入用奉納
仲士頭山城屋八左衛門、右ニテ神輿・太鼓トモ無滞通行相成

と、「久々中絶」の渡御復興のために生ずる障碍を、住民の奉仕によつて除去され、明治四年における復興第一年の天神祭、とくに船渡御はみごとに終了したのである。

かくして、天神社は、諸役所・講社・氏地の重なる住民たちに杳形^{くうがた(6)}を配付して、祭の幕を下ろしていくのである。

二、御旅所の転宮と船渡御の中絶

明治四年における天神祭復興の次第は、ほぼ明らかにされたと思うが、次に、それと関連する御旅所の松島転宮の経過をみておかなければならない。

大阪天満宮に現蔵されるいま一通の文書は、同年八月二十二日大阪府庁あての願書で、この方は天満社神主滋岡功長・同見習滋岡従長・同社家惣代寺井種清の三者に、椋橋町少年寄勝田卯兵衛・松島廓少年寄米田弥兵衛の奥印がある。

それによると、まず本年の夏祭の再興が滞りなく行われたことを謝したのち、次のような要望を述べている。

① 近来御旅所の周辺は外国人居留地となったが、祭礼ともなれば、神輿昇や太鼓方など我^が雑^がな者が多いので、万一不測の事件など発生しては一大事であるから、永久的に転宮した方がよいと、氏地一同の意見が一致している。

② ついては、本年の祭礼にあたり、仮旅所として借用した松島の花園地において、従来の梅本町の御旅所と同面積（表口二〇間、奥行二四間）の敷地借用をお許しねがいたい。

これに対し、「願之趣聞届候事（印）」というツケガミが付してあるので、ここによく松島への御旅所の転宮が認められたことがわかるのである。

そこで、例により前掲諸史料によって、その実施情況をみておく。

○ 九月十日、願書

松島花園地に低地が残っているので、その埋立てのために傭い人や「信仰の輩」をもって土砂運搬をするが、そのため松島地続きの川ぞいの土砂を頂戴いたしたい。

○ 十月十七日、届書

梅本町旧旅所の神器・社殿・木石等追々松島新旅所に引移す。

○ 十月二十六日、届書

梅本町旧旅所浜前の石鳥居を松島へ引移す。

かくして、翌五年二月には旧梅本町旅所の地所を返上、松島への御旅所転宮が完全に成立した。

そして、同年六月十四日には、大阪府庁へ神輿渡御執行の届を出し、同時に、川口の居留地前の川通りを通行するので、外国事務局へ届を出している。翌十五日、神輿渡御の道筋の届書があり、本年は難波橋北詰の西手岸より乗船と決まったが、二十日には川筋浅瀬の掻揚げ

や、目印に笹を立て置くことなどを届けており、船渡御のために川筋確保に苦心しているようすがわかる。

しかるに、『公庁諸願届書写』明治六年六月十八日付、天満宮祠官滋岡功長らより大阪府権知事渡辺昇宛ての「口上覚」によると、

天満宮祭礼例年六月廿五日、難波橋北詰波止場ヨリ神輿乗船ニ而松島旅所へ渡御御座候所、当年右川筋土砂浚等難行届候ニ付、船渡り相止め、来ル七月十九日陸路ニ而神輿渡御仕度、此段御届奉申上候、以上

とある。

前述の如く、毎年のように川筋の土砂浚いをせねばならず、⁽⁷⁾神社、および氏地住民の経済的負担が、船渡御継続の阻害要因となっていたのであろう。

これについては、いろいろと事情が考えられるが、なにぶん全般的に不況に陥っていたこと、とくに、明治六年という年に注目すると、大阪の「地盤沈下」(経済的な落込み)よりの脱出の方策として渡辺昇権知事の唱導により築港整備計画がとりあげられ、五年四月にはひろく市民より基金を公募するために、築港義社を設立し、施工と基金公募の計画が立てられ、翌年三月から募金が始まったようである。⁽⁸⁾げんに『公庁諸願届書写』にも、天満宮滋岡功長から金一〇〇円、社家の渡辺迪吉・寺井種清から五〇円ずつの出金を約し、渡辺権知事から謝状が出ている。

しかし、この募金運動は、当時不況のため巨商が相次いで倒産する惨状を呈したために成功せず、一般市民の熱意にもかかわらず、六年九月、政府の指令により中止となった。こうした事情は、天神祭船渡御の中絶と無関係ではあり得なかったであろうと思われる。

三、御旅所転宮の完成と船渡御の復興

前述の如く、明治四年に復興した天神祭の船渡御は、同五年まで二年間継続した後、同六年より中絶することになった。しかし、陸渡御は執行されていたわけであるが、松島新御旅所はまだ仮建築であったので、明治七年の大破を機に本格的な造営が行われることとなったのである。

『公庁諸願届書写』同年十二月十四日の各町戸長・神官らの願書によると、

天神旅所仮社大破ニ及ヒ候ニ付、今般元筑後邸ニ有候水天宮社譲り受、旅所社造営仕度、有志之者為惣代私共奉願候、以上とあり、この造作は予定通り進められたらしく、翌八年十月四日には次の如き届書がある。

当社松島旅所造営落成仕候ニ付、本月十八日夜遷宮仕、翌十九日ヨリ同二十五日迄、祭式執行仕度、此段御届仕候也かくして、明治八年十月十八日に至つて松島への御旅所転宮は、はじめて完成したことができるであろう。

大阪天満宮所蔵の、明治七年「当社旅所之事」なる文書は、このときの新御旅所の地積・建造物等書上の案紙らしいが、そのうち東門の石鳥居にかけられた神号の編額は、「当御府権知事渡辺公」の御筆と記されている。

右の渡辺公というのは、前述の渡辺昇のことで、その業績については、「渡辺昇知事の事ども」なる小稿⁽⁹⁾をもって概観しておいたが、その中で、「渡辺にとつては、西方はまさにフロンティアであつたのである」と約言しておいたように、明治元年の川口運上所・居留地の設定、松島遊廓の設置の後をうけて、大阪の経済的復活は海への発展によるほかないという明快な意図をもって、同五年の大阪築港募金運動、同七年の江之子島新府庁舎完成と着々手を打って行ったのであるが、その中に天神祭の船渡御の復興、松島への御旅所転宮もくり込まれたかのようにみえる。

『松島新地誌』⁽¹⁰⁾によれば、渡辺の配下に有田太郎という野心家がいたが、松島遊廓の出現と繁栄策に、異常な執念をもって奔走し、その一かんとして天満社御旅所の誘致におおいに尽力したという。

しかし、発足したばかりの松島遊廓は、大阪の最西端の、舟大工や漁師がばらばらと住んでいる寺島という僻地を開発して、忽然と出現した花街であるから、なかなか予想通りには発展せず、その上、明治五年には、南米ペルーの汽船マリヤ・ルーズ号事件に端を発した遊女解放令⁽¹¹⁾の余波をうけて松島遊廓も延びなやんだ。この頃しきりに芝居や人形浄瑠璃の小屋を移し、土地の繁栄をはかっているが、天満宮御旅所の転宮の完成も、こうした現地側の要望に合致したものと考えてよいであろう。

『松島新地誌』には、

天満天神お旅所移転の実現、明治十年の西南戦争による好景気と、松島は俄然物すごい勢いで繁栄してくる

とあるが、大阪が西南戦争の兵站基地となった関係で、維新以来の景気の沈潜情況から浮上してくるのは、ひとり松島に限ったことではなく、大阪の市民生活全般の活性化につながるものであった。

待望の天神祭の船渡御の再度復活も、こうした空気の中で明治十四年に実現するのである。

『天満宮社誌資料』明治十三年七月二十二日(12)の「夏祭道筋兼行列御届」によると陸渡御だけになっているので、この頃まで船渡御は中止されたままになっていたのであるが、翌十四年七月十六日の夏祭の「船渡御御届」によると「今般旧例に復し、船渡御執行仕度云々」と断り書があり、次いで祭日直前の七月二十一日に、「水陸道筋御届」がある。

いま一例を求めてみると、『当番所雑記』明治十四年七月二十五日条に、

鳳輦御輿遷座

午後第五時御出輦

但し川渡御再興道筋別記ス

還御明暁ニ及無滞相済

と明記されている。かくして、天神祭の船渡御復興は、明治十五年ではなく、その前年、明治十四年であったことが明らかである。

おわりに

明治四年に再興された、大阪天神祭の経過については次の如くまとめることができるであろう。

①明治四年六月二十五日の天神祭には、天神社氏地の町年寄らが、松島遊廓内の明地へ仮御旅所を建て、堂島川の川筋浚渫を懇請して船渡御を執行した。但し難波橋北詰からの出船は困難なため本年は堂島米場浜からとし、翌五年は難波橋北詰から乗船した。

②同年八月二十二日、天神社の神主・社家らが連署して、松島花園地に梅本町の旧御旅所を移すことを大阪府庁へ出願し、許可を得た。新御旅所は明治八年十月に本建築の造営を終り、完成したことになる。

③ 船渡御は、堂島川の浅瀬の砂地を浚渫することが困難となったため、明治六年以後に中絶したが、同十四年に再開され、以後非常時局以外は継続されることになった。

明治六年から同十三年までの船渡御の中絶は、おそらく一般的な経済的不況の影響とみられようが、その復興は西南戦役のもたらした好況に促されたものといえるであろう。

少しく船渡御にこだわり過ぎたようであるが、天神祭に関しては、船渡御にこだわらざるを得ない事情があるのである。京都の祇園祭、江戸の山王祭など対比して、「日本三大祭のひとつ」と誇称したのも、水の都にふさわしい船渡御という、この祭独特の風趣を意識してのことであつたらう。ましてや、単なる祭礼ではなく、大阪市民の維新動乱の後遺症でどん底景気にあえぎながら、せめてそれから脱出するための活性化のねがいをこめたイベントであつたことは、前述天神社地の町年寄たちの願書に、「川筋惣体格別の賑い諸国へ相聞え」「外に模様替も致し兼ね候に付き」とみえる誇らしい文言にも読みとられよう。

天神祭は、船渡御でなくてはならなかつたのである。

注

(1) 藤里好古氏。詳細は不明であるが、大正十五年七月に、天満宮の文庫・社報事務員となり、昭和初期から教育学部主事をつとめた人で、天満宮研究の第一人者として、すぐれた解説書などを残しておられる。にもかかわらず、このような天満宮固有の基本史料に目を通っていないというのは、まことに不思議である。もっとも、氏はさらに重要な史料をもっておられたのかも知れないが、今となつては、それを探るよすがもない。

(2) 『天満宮社誌資料』 四〇冊。大阪天満宮史の史料集で、編年式に整理したもの。第一巻を延久二年より正徳五年までとし、有名な『本朝無題詩集』の藤原敦基、同敦光の詩をもつて始まるが、第四一号(大正三年〜昭和三年)で終つており、今のところ、第二六号(文政十一年〜同十二年)を欠いている。

(3) 『天満宮社誌稿本』 二七冊。(2) に歩調を合せ、第一巻を延久二年より正徳五年までとし、第二七巻(大正二年〜昭和三年)をもつて終つている。(2) に収録された史料毎に、単なる表題のみではなく、一々小解を付し、やや委しい年表の態をなしている。

寺井宮司の談によれば、(2) (3) とともに前宮司(父君種長氏)の筆蹟を主とするので、いわば粗稿ではあるが、他日天満宮史編纂の意図をもつて、手輯されたものではあるまいかと思われる。

(4) 『公庁諸願届書写』 四冊。嘉永七年から明治中期までの所管諸役所への願書、届書等の写しを集めたもの。江戸時代の『公辺諸願届書写』を引継いだもので、(2) によると、明治二十年頃までであったようであるが、現在は、同六年までより残されていない。

(5) 『当番所雜記』 一三冊。明治四年から同十四年までの社家日記で、後に『本殿詰所日記』『玄関日記』『社務日記』などと改称し、現代まで引継がれている。明治初期のものは、毎日泊明(宿直)一人、当番(日直)二人の名を記す。内容は、ほとんど「御湯」の取

明治初年大阪天神祭の復興について

扱者、寄進者を記録したもので、ときに祭礼などの重要事項の書込みがあるので、史料としては見逃せない。(2) (3) は、(4) (5) のような記録から集録されたものである。

(6) 沓形(くつがた)。「公庁諸願届書写」の明治四年の復興天神祭の次第を記した最後に、次の記事がある。

沓形御供 小折に入

大年寄 中年寄 天満世話方 堂島米会所 其外共ニ 伊予徳箒
御旅所一七町 水方大和屋清助 小豆島屋 永来屋 淡平 塩嘉
諸箒 引船網市 大垣屋太郎兵衛 同大男鳥清 何某道直し 居
留地 外務局 并鳥由外ニ 荒木 神輿西町 太鼓中 東江之子
島町 市之側 市場箒挑灯

別段

政箒 岩造 高松 森 蒸気船箒 久栄講 御供講 祭礼講 菅
神講 丑日講 因講 翠簾講 惣会所小遣中

「沓形」とは、『広辞苑』に「口形」の意で、武家の「矢開きの祝いの餅」とあるが、ごく単純に、「中国風の沓の形」の意で、織部や志野の鉢や茶碗の「沓形」に似た餅ではないかと考えてはどうであろうか。「日記」などの中には、御神酒をそえて奉行所や世話人などに配つたりしている記事もあるが、固まった史料としては、延享期から寛政期へ、約五〇年間の沓形配付の控らしい長帳が三五冊あり、多くは六月と九月の二回分であるから、おそらく天神祭と流鏝馬の終了後に、支配の役所や世話人に配付したものの控帳であろう。

これについては、まだ疑問も残るが、とにかく右の明治四年の分は、さしあたってのメモであるから、意味不明の箇所も多いが、超不況下での祭の復興という大事業に、万難を排して協力した役所・講集団・人物などが知られるという貴重な史料である。

(7) 河川浚渫工事。大阪市内の諸川の浚渫は、大阪経済の浮沈に関する課題であったので、江戸時代はもちろん、明治以後も築港問題と

からんで重視され、天神祭の船渡御の要請如何にかかわらず、府政本来の重要課題であった(『大阪府誌』第四編、七九頁)。

しかし、神社側も全面的に府費に頼ることはできなかったらしく、明治六年の船渡御の中止の理由も、川筋浚渫の困難に求めているが、同十四年の船渡御再興のときには、この問題をどう処理したのか、神社側にはその史料がない。此点さらに史料を求めてたしかめねばならないと考えている。

(8)筆者の旧稿「明治六年大阪築港募金運動について」(『海事史研究』第三四号)には、築港義社設立の意味と年次に誤りがあるので、『明治大正・大阪市史』によって本稿のように修正した。

(9)「渡辺昇の事ども」(『大阪春秋』第五二号、北浜二丁目戸長役場の窓から・一四)。渡辺は肥前大村藩出身の尊攘派の志士であったが、江戸の安井息軒・斉藤弥九郎の門弟で、文武両道に達し、書をよくした。大阪府知事となつても、しきりに健筆を振るつたが、天満宮松島御旅所の石鳥居の扁額は、彼としても生涯の記念品で印象の深いものである。明治十三年四月、天神祭船渡御の復興を目前にして、元老院議官として、中央政界に帰り咲いた。

(10)『松島新地誌』。牧村史陽・田辺一共編、松島新地組合発行(昭和三十三年)。松島遊廓の起源から発展、売春防止法と、その後の変容に至るまで詳細に記述されている。豊富なエピソードと写真をそえ、近代大阪のあゆみを反映した一風俗史としても価値あるものとなっている。

(11)マリア・ルズ号事件。マリア・ルズ号とは南米ペルーの船で、明治五年五月、清国から苦力約二三〇名を乗せて帰国の途中、暴風に遭つたため、横浜港に碇泊中、再度にわたつて苦力が逃亡を企て、海に飛び込んで英艦に救われた。イギリス側が事件の処理を日本政府に委ねたため、外務卿副島種臣・司法卿後藤新平・神奈川県令大江卓と明治初期政界の大物が登場し、また、アメリカからロシアマ

ドをまきこむ国際問題に発展したが、事件の経緯はさておき、ここでの問題だけを取上げておくと、「奴隷売買は国際公法違反である」という日本の裁判の判決に、ペルー側から日本の遊女を人身売買ではないかと反撃され、同年十月日本政府はあわてて「芸娼妓解放令」を発令するに至つた。これが日本の各遊廓に大恐慌をもたらし、もちろん新参の松島なども大打撃をうけることになつた。しかし、解放される芸娼妓たちの生活保証を考えない処置で基本的解決ができる問題ではなく、やがてザル法となつて行つたのも人の知るところである。

(12)天神祭の祭日。古くは六月二十五日に行われていたが、明治五年十一月に太陽暦を採用することになつたため、それに換算して、同六年は七月十九日とし、同七年から十年までは八月の何日かにしたが、同十一年に至つて七月二十五日に変更し、ようやく確定した(『大阪天満宮社報』第一二二号)。菅原道真の誕生日が六月二十五日、太宰府へ左遷の日が一月二十五日、命日が二月二十五日と、二十五日を意味付けする伝承があるので、他の日では落付かなかつたのである。

付記

今年夏、私は本学藤井理事長の遠縁にあたる本多康彦家所蔵文書紹介のために、かねて準備中であつた『旧伊勢神戸藩主本多家史料』の編集・刊行を終えた。

本多家は三河武士の名門の流れを汲み、小藩ながら伊勢神戸藩主として廃藩に至つた家柄で、その後幾星霜、家蔵の文書類も少からず散逸し、とりわけ昭和の戦時中には当主康彦氏の熱意をもつて辛うじて焼失の災から守られてきたものである。数量は少いが、かなり貴重なものが残されているので、単なる文書目録とせず、取敢ず若干の抄録と論集をそえて、利用者の便をはかつたのである。

次に、大阪天満宮史の編纂業務に招かれて三年目になるが、私はまず御文庫から史料となるべき文書の断簡零墨に至るまでを集め、その埃を払うことから仕事を始めたのである。

いうまでもなく、本社の誇る和漢の蔵書は、みごとに整理され、B5版二冊で三三〇頁を超える『分類目録』が作製されている。しかしそれに洩れた用すみの文書や記録類が、数多く箱や長持につめられ、未整理のまま御蔵の各所に積重ねられていた。そして、これこそが、前述本多家文書の場合と同様に、『大阪天満宮史』編纂のためにはかけがえのない史料群なのであるが、昨今ようやく整理・目録作製の段階に到達した。

その上、東京在住の元神主家滋岡長平家にも貴重な文書が千点以上も襲蔵されており、大阪大学にはその滋岡家文書の日記類を中心に約一九〇冊所蔵されていることがわかつていた。それで、第一の作業として編纂室の全員をあげて滋岡家文書を借出してコピー化することと、阪大文書のうち日記の抄録を作ることとしたのである。なにぶん日記だけでも、享保期以前は焼失しているが、近年まで継続されており、一年分数冊にわたるものもあるので、およそ三四〇冊をかぞえるという状態である。

それについて注目を要するのは、江戸時代では奉行所、明治時代では府庁などに対する諸願書や届書を書き留めた帳冊、あるいは社務所の日記類などの中から書拔を作つて『社誌資料』と名付け、あるいはその要旨を集めた項目年表を『社誌稿本』と名付け、併せて六七冊も

作られているのである。いわば史料集の粗稿ともいべきものであるが、このほかに、何かの項目毎に帯封を作つてまとめたものの正式に綴じられていないものも、そのままぼう大に残されているのである。

寺井宮司の談では、これらは先代宮司(父君の種長氏)の手輯ではないかといわれるが、いつの日にか本社所蔵の史料をもつて、『大阪天満宮史』を作るために準備されたのではないかと思われ、その中に一つの執念のようなものが感じられたのである。少くとも、現在大阪天満宮史の編纂に携わるものとしては、この先人の遺志を継ぐべき任務を有するのではないかということを感じずにはいられない。

私が今般大阪天満宮史の最初の試作として、大阪天満宮文書を必要以上に援用しながら、明治初年における天神祭の復興を論じたのも、右のような意図に基いたもので、忌憚なきご批判を頂きたいと思うのである。